

株式会社 丸豊住宅 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 29 年 11 月 15 日～平成 34 年 10 月 31 日

2. 内容

目標 1：育児休業等を取得しやすい環境を作る。また、育児休暇取得後、職場復帰しやすい環境を作る。

<対策>

- 平成 30 年 1 月～ 検討開始
- 平成 31 年 4 月～ 制度の導入、社内広報誌などによる社員への周知

目標 2：妊娠中の女性社員の母性健康管理について説明する機会を設けて、制度の周知を図る。

<対策>

- 平成 30 年 1 月～ 検討開始
- 平成 31 年度 ～ 制度に関するパンフレットの配布、管理職を対象とした研修及び社内広報誌などによる社員への周知

目標 3：仕事と介護の両立支援を進めるため、従業員が抱えている介護の実情を把握する。

<対策>

- 平成 30 年 1 月～ 検討開始
- 平成 31 年 4 月～ 人事面談などを通じた上司による把握

目標 4： 介護休業制度の周知を拡充し、介護休業を取得しやすい職場環境を作る。

<対策>

- 平成 30 年 4 月～ 就業規則を改定された法定の基準に準拠するよう改定する。
- 平成 31 年 4 月～ 制度に関するパンフレットを作成し社員に配布する。

目標 5：平成 30 年 4 月までに、勤務間インターバルを導入し、従業員の健康を確保する。

<対策>

- 平成 30 年 1 月～ 所定外労働の原因の分析等を行う
- 平成 30 年 4 月～ 業務の改善を行い、意識改革のための研修を実施
- 平成 30 年 4 月～ 社内広報誌等による社員への周知
- 平成 30 年 4 月～ 各部署における問題点の検討及び研修の実施

目標 6：妊娠中や産休・育休復帰後の女性社員のための相談窓口を設置する。

<対策>

- 平成 30 年 1 月～ 相談窓口の設置について検討
- 平成 31 年 1 月～ 相談員の研修
- 平成 31 年 4 月～ 相談窓口の設置について社員への周知

目標 7：年次有給休暇の取得率を 10%向上する。

<対策>

- 平成 31 年 1 月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 平成 31 年 4 月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する
- 平成 31 年 4 月～ 社内広報誌などでキャンペーンを行う

目標 8：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など
制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 平成 31 年 1 月～ 法に基づく諸制度の調査
- 平成 31 年 4 月～ 制度に関するパンフレットを作成し社員に配布